

## 第3回津地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成16年6月3日（木）午後1時30分～午後4時10分

### 2 開催場所

津地方裁判所別館3階中会議室

### 3 出席者

（委員）

井熊信行委員，内田計一委員，佐々木光明委員，高口秀章委員，田中俊徳委員，堂前美佐子委員，林幸子委員，前原捷一郎委員，松本純一委員，三宅統二委員

（五十音順）

（事務担当者）

伏見民事首席書記官，堀部刑事首席書記官，竹内事務局長，谷口総務課長，柴田総務課課長補佐

### 4 議事

（1）開会

（2）委員長あいさつ

（3）意見交換テーマ「専門委員の開拓及び充実について」

ア 専門委員制度の概要，専門委員候補者選定の実情及び専門委員活用事例についての説明（内田委員）

イ 意見交換の概要

○ 当事者は，対立構造の民事訴訟においては，専門委員の説明内容が自己に有利かどうかを重要視するので，どうしても公平性に疑問を持ってしまっているのではないだろうか。

また，専門委員の説明内容は証拠とならないと言うけれども，専門家から説明された内容はどうしても裁判官の心証形成に大きな影響を与えるので，当事者の代理人たる弁護士は，専門委員の関与については躊躇してしまっている。

ただし，当事者の対立があまり厳しくない民事訴訟については，専門家から説明されることにより紛争の早期解決が期待できると思う。

○ 現在の民事訴訟において，鑑定は非常に厳格な手続で費用がかかってし

まう。民事の紛争の中には、鑑定まで行わなくても紛争の解決が見込まれる事件もあり、そういった事件には専門委員を利用したい。

- 建築関係訴訟や医療関係訴訟といった専門性の高い事件については、文献で調査し理解することが困難な事も多々あるので、専門委員の存在意義はあるものと思う。また、当事者が了解するような場合などには、専門委員の有効活用をさらに検討していく必要性を感じる。
- 裁判所から業界に対し積極的にアプローチしないと、専門委員の開拓はできないと思う。また、公募による募集についても検討する必要があるのではないかな。
- 中立な人を採用されていると思うが、例えば、医療関係訴訟において、訴訟当事者と専門委員が同じ出身大学だった場合、相対する当事者は当然、専門委員に対し、中立性や公平性に疑いを持つと思う。専門委員の履歴を把握した上で選任してもらいたい。場合によっては県外の方を専門委員として採用することも必要と思う。
- 裁判の迅速化といった裁判所側の都合だけで専門委員制度を利用するのではなく、紛争当事者が専門委員を利用することによって満足するような運用をしてもらいたい。

#### (4) 意見交換テーマ「司法教育等も含めた一般市民と裁判所との関わり」

ア 広報活動の実際の説明（谷口総務課長）

イ 意見交換の概要

- 法廷の見学者数が増加していることは喜ばしいが、中学生以上であれば公民の授業で憲法や裁判所についても学習するので、模擬裁判を体験すればより理解できると思う。裁判官による中学校、高校への出前授業についても行ってもらいたい。
- 裁判員制度を導入するには、司法教育の必要性は今以上に高くなるだろう。

全ての学生に、司法の現場を一度は見てもらいたい。

- 裁判所職員の意識改革も必要ではないか。行政サービスをしてあげるのではなく、しなければならぬと意識すべきだ。

出前講演を欲している市民がいるのであれば、裁判所の垣根を低くする

ようにすべきではないのか。

- 今でも国民の多くは、裁判所は関わりたくない役所だと思っているのではないか。裁判所という役所の性質上、PRすることが必要なのか。
- 国民が裁判所を利用する機会は、各種事件の増加に照らして、今後さらに増加すると思うので、裁判所や裁判制度を広報する意義はあると思う。
- 裁判所の広報活動は法廷見学が中心だが、外部に向けた広報活動も充実させる必要がある。
- 裁判所が市民に対し、伝えるべきメッセージをはっきりさせた方が良いと思う。単に裁判所という役所をPRするのではなく、市民に法とは何か、犯罪とは何かということを考えてもらうことが重要と思う。

(5) 次回の意見交換のテーマ

「裁判員制度を円滑に運営していくにはどうすべきか」

(6) 次回期日

平成16年11月29日(月) 午後1時30分